

令和４年第５回岐阜県議会定例会における審議結果について

１ 会期

令和４年１２月１日（木）～１２月１５日（木）（１５日間）

２ 審議結果

次の議案が１２月１日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第１２６号

令和４年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

○議第１４１号

華陽フロンティア高等学校本館棟建築工事の請負契約について

※１２月１２日の教育警察委員会での審議を経て、１２月１５日本会議で可決された。

３ 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
１２月７日	藤 壇 守 (自 民)	○未来を担う人づくりについて ・教員の確保・育成に向けた取組みについて
	野 村 美穂 (県 民)	○不登校児童生徒とその保護者に寄り添った支援について ・県の取組状況と今後の対応について ・DXを活用した支援のあり方について ○免許教科外教科担任の解消に向けた取組みについて
１２月８日	平 野 恭子 (無所属)	○公立学校における女性管理職の現状と女性教員の活躍に向けた取組みについて
	恩 田 佳幸 (自 民)	○県立山県高校福祉類型の活性化について

	山内 房壽 (無所属)	○県内の不登校の現状と要因及び今後の相談支援策について
12月9日	中川 裕子 (共 産)	○義務教育における学校給食の給食費無償化について <ul style="list-style-type: none"> ・給食費の無償化に対する見解について ・市町村への財政支援について

質問 藤埴議員（自民・不破郡） 12月7日（水）

○未来を担う人づくりについて
・教員の確保・育成に向けた取組みについて

答弁 教育長

教員不足の解消には、働き方改革、計画的な採用、配置の見直しなど総合的な取組みが必要ですが、何よりも、教職の魅力向上に向けた取組みを着実に進めることが大切だと考えております。

こうした中、県教育委員会では、教員養成課程を有する県内7大学、市町村教育委員会と議論を重ね、一致結束して取り組むための態勢づくりを進め、先月15日には各大学の学長らが一堂に会し、岐阜県型・教職魅力化モデルとして、養成、採用、採用後の各段階で一体的な教職環境の改善を目指す取組方針を定めたところです。

具体的には、養成段階では、大学のコンソーシアムによる複数免許の取得促進、採用段階では、採用試験の改善や奨学金返還補助制度、さらに採用後の段階では、安心して産休育休が取れる環境整備や、ベテラン教員の確保、活躍に向けた方策について検討してまいります。

教員がやりがいと誇りを感じながら笑顔で教壇に立つことは、将来、教員を目指す子どもたちを増やすことにもつながるものであり、今後も、教員の確保、育成に邁進してまいります。

質問 野村議員（県民・大垣市） 12月7日（水）

○不登校児童生徒とその保護者に寄り添った支援について
・県の取組状況と今後の対応について

答弁 教育長

病気等以外の理由で年間30日以上欠席した県内の小中高の児童生徒数は、コロナ禍前の平成30年度の3,608人から、令和3年度は5,003人まで増加しており、特に中学校では千人当たり51.1人と、小学校の3倍、高校の4倍となっております。

これまでも、学校では、教員はもとより、スクールカウンセラーなど専門家などの力も生かしつつ、一人ひとりに寄り添った対応に努めておりますが、一層の支援が求められている状況にあります。

そこで、県教育委員会では、昨年度から、保護者や学校等を対象にサポートセミナーを開催しており、今年度からは、高校進学の情報や進学後のサポート体制、家庭における支援の在り方等、保護者向けの内容を充実したところです。

今後も、これらに加え、現在、国で議論されている通常の教室から離れて心と体をリラックスさせられる校内の居場所作りの検討や、中学校から高校への進路選択の際に各高校の特色を更に周知するなど、一人ひとりの状況に応じた支援を継続してまいります。

○不登校児童生徒とその保護者に寄り添った支援について

・DXを活用した支援のあり方について

答弁 教育長

子どもたちは、他とのコミュニケーションを様々な形で取れる環境を作ること、自らの居場所を見つけていきます。それは、学校を卒業し社会に出たときにも、自分に適した職業を見つけ、今度は社会の中で居場所をつくり、活躍できる場所を見いだせることにつながっていきます。

議員紹介のメタバースを活用する居場所の確保支援ですが、仮想空間での交流ではありますが、気兼ねなく人と社会とつながる楽しさに触れる手法の一つとして、現在、国による実証事業が進められております。

県教育委員会としましても、こうした新たな取組みの情報を多方面から収集し、不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援のより一層の充実に努めてまいります。

○免許教科外教科担任の解消に向けた取組みについて

答弁 教育長

本県では、1学年1学級などの規模が小さな中学校が県全体の1/4を占めておりますが、このような3学級の学校の教員定数は7人であり、全9教科を正規教員のみで教えることは困難な状況にあります。また、高校の「情報」についても、多くの学校では「情報」の授業時間数は、教員1人が受け持つ平均的、標準的な時間数に達していません。

こうした状況に対して、免許教科外での対応の他、複数校の兼務、非常勤講師の採用などが考えられますが、遠方で兼務ができない、さらに非常勤講師の確保が困難などの課題もあります。

このため、令和2年度の採用試験から複数教科の免許を持つ受験者への加点制度を導入したところ、導入以降3年間で91人が受験、うち26人が合格しており、今後も免許教科外教科担任の解消につながる取組みとして、継続してまいります。

また、高校の「情報」については、計画的な採用を継続するとともに、大学と連携して実施する認定講習も活かし教員が情報免許を新たに取得できるようにするなど、今後も解消に向け取り組んでまいります。

質問 平野（恭）議員（無所属・岐阜市） 12月8日（木）

○公立学校における女性管理職の現状と女性教員の活躍に向けた取組みについて

答弁 教育長

県教育委員会では、性別を問わず全ての教員が活躍できる、とりわけ、働きながら子育てしやすい職場を目指し、女性も男性も安心して特別休暇や育児休業を取得できる環境づくりを進めております。

また、育児休業からの復帰に向けた研修においては、子どもを抱える育児休業中であっても、最新の教育や学校に関する情報のほか、多様な働き方の制度など、必要な情報について、いつでも触れることができるよう、ホームページを更に充実してまいります。

他方、育児休業復帰後の計画的な育成に向けては、そうした職員の多くが、短時間勤務や部分休業を取得しているため、制限があっても自身のキャリアステージや意欲に沿って活躍できるよう、子育てに配慮した人事配置や、職場全体での理解、取組みを更に進めていく必要があります。

現在、県教育委員会における女性管理職の割合は、令和4年4月時点で30%となっておりますが、今後も、働き方改革を着実に進めながら、性別に関わりなく活躍できる職場環境づくりに努めてまいります。

質問 恩田議員（自民・山県市） 12月8日（木）

○県立山県高校福祉類型の活性化について

答弁 教育長

山県高校では、令和元年度入学生より単位制とし、2、3年生時には、生徒の興味・関心や進路希望に応じて、福祉や工業など4つの類型から学習内容を選択できるようにしております。

このうち、福祉類型では、福祉と保育について幅広く学習できる教育課程とし、例えば地元の社会福祉協議会が主催する介護予防事業や子どもボランティア活動への参加など、地域と連携して、高齢者や子供との交流を通じた実践的な学びも進めております。

また、山県高校の生徒の多くは、卒業後、地元の企業等への就職を希望しており、地域社会の即戦力となるよう学びの充実を目指し、今後、福祉類型を含む2、3年生の全員が参加する「地元企業・法人との連携による実践的な職場実習」を、新たに実施する予定です。

福祉類型においても、この実習で、地元の企業や社会福祉法人と福祉や保育などの現場で実践的な学びの充実を図ることで、地域の魅力を知り、地域社会で活躍する人材の育成に努めてまいります。

質問 山内議員（無所属・土岐市） 12月8日（木）

○県内の不登校の現状と要因及び今後の相談支援策について

答弁 教育長

令和3年度の国の調査では、県内の小中高を合わせた不登校児童生徒数は6年連続で増加し、今回初めて五千人を超えております。

その要因は、全国と同様、小中高ともに、学習や進路等に対する「無気力・不安」、昼夜逆転等による「生活の乱れ」といった、本人に関する状況が最も多く、コロナ禍で生活のリズムが崩れたり、交友関係を築きにくい状況であったことも背景にあると考えております。

このように、小中高全てにおいて相談支援体制の充実が求められる中、現在、コロナ禍前の平成30年度比で3割増となる140人のスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える児童生徒のみならず保護者も含め、専門家に相談しやすい体制を整えております。

また、県や市町村教育委員会が設置する各教育支援センターでは、学習支援や専門家の教育相談をはじめ、施設によっては、ワークショップや体験活動、保護者の集う会等を実施しているところです。

今後も、これらに加え、スクール相談員等の力も活用しながら、不登校児童生徒やその保護者への相談支援の充実を図ってまいります。

質問 中川議員（共産・岐阜市） 12月9日（金）

○義務教育における学校給食の給食費無償化について

- ・給食費の無償化に対する見解について
- ・市町村への財政支援について

答弁 教育長

学校給食の負担については、学校給食法において施設設置や運営に要する経費は施設者負担、食材費は保護者負担とされております。

物価高騰の中、現在、全ての市町村において、国の臨時交付金などを活用して、公立の小中学校の給食費支援が行われております。支援の内容としては、給食費の無償化、半額補助、第3子以降の無償化、物価高騰による増加分の補助等、各市町村の実情に応じて対応がなされております。このうち、給食費の無償化は、12市町で行われ、期間を限定するものが8市町、限定しないものが4市町となっております。

県教育委員会としましては、今年度、このように物価高騰対策として臨時交付金の活用が可能になったことから、保護者負担軽減のため、積極的な活用を市町村に働きかけたところです。これにより、34市町村で交付金が活用されております。

こうした取組みは、設置者としての市町村の政策判断により実施されているものであると考えております。

このため、給食費負担のあり方については、先ずは、市町村において検討されるものと考えており、そうした上で、学校給食を持続可能なものとして維持していく観点、県財政の持続可能性を確保する観点から、市町村への財政的支援については、慎重に検討していくべきものであると考えております。

一方、県立特別支援学校においては、公立小中学校と同様に、食材費を保護者が負担するものとして、給食費を各学校で定めておりますが、国において特別支援教育就学奨励制度が設けられております。この奨励制度のもとで、保護者の所得に応じた手厚い支援が行われており、現在既に、9割を超える保護者が全額又は半額の補助を受けられておられます。こうした状況に鑑み、更なる無償化については、慎重に対応していく必要があるものと考えております。

答弁 教育長

もちろん学校給食は、学校教育の中で食育という言葉があるとおり、大事なものであると考えております。そうした中、義務教育の無償化、現在のところ授業料や教科書代は、無償となっております。しかし、学校給食費や学用品の購入費、さらには修学旅行費、制服代などについては、当然、保護者負担となっております。そうしたことを考えますと、義務教育で無償とすべき範囲をどこまでとするべきか、議論する必要があると考えております。そうした点では、市町村が義務教育を司っておりますので、市町村の意見を伺いながら、議論する必要があると考えておりますし、さらに言えば、国において、議論を進めていただくものであると考えております。

また、特別支援教育就学奨励制度の対象経費の内容は、教科用図書の購入費や交通費、寄宿舎の経費、学用品の購入に加えて、この項目の中に学校給食が入っております。そのため、岐阜県においては9割を超えるご家庭が、この制度を受けておられ、学校給食においても支援を受けていると考えております。

答弁 教育長

先程、申し上げたとおり、特別支援学校においては、91%を超える児童生徒が支援を受けている状況となっております。そうした中、各市町村の判断によって、その支援の在り方は様々となっておりますが、その市町村に住む児童生徒が、県立の特別支援学校に通っている場合の補助については、財政面、持続可能な支援を考慮した上で、県教育委員会としては、今後、慎重に判断していくものであると考えております。